

大路川流域治水対策協議会（千代川流域圏会議・分科会）規約

（名称）

第1条 本会の名称は、大路川流域治水対策協議会（千代川流域圏会議・分科会）（以下、「協議会」と称する。

（目的及び設置）

第2条 本協議会は、過去に幾度も浸水被害が発生している千代川水系大路川において、流域内の低平地に市街地が拡大し水害リスクが大きくなっていることから、行政事業者間の連携による効果的な整備の促進及び地域関係者と連携した避難誘導體制の充実を図ることを目的とする。このため、官民一体となって「犠牲者ゼロ」に向けた取り組みを推進する機関として、千代川流域圏会議規約第11条に則り協議会を設置する。

（組織等）

第3条 協議会の委員は、鳥取県県土整備部長が委嘱する。

2 協議会は別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、委嘱承認後1年間とするが、継続が必要な場合は再委嘱を行う。

（協議会）

第4条 協議会は委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統括する。

3 委員長に事故のあるときは、当該協議会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。

4 オブザーバーとして千代川流域圏会議会長を置き、必要に応じて召集する。

（会議の招集）

第5条 協議会は、委員長が事務局等と相談し必要なときに召集する。

2 協議会は、委員の半分以上の出席をもって成立する。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県土整備事務所計画調査課に置く。

（雑 則）

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は協議会で諮って定める。

（附 則）

この規約は平成25年12月25日から施行する。